



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	コメント
Author(s)	柳川, 範之; YANAGAWA, Noriyuki
Citation	北大法学論集, 52(5), 432-427
Issue Date	2002-01-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15117
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(5)_p432-427.pdf



コメント

「契約・組織の経済学と法律学」へのコメント

柳川 範之

藤田友敬氏の「契約・組織の経済学と法律学」は契約理論および組織の経済学を大変手際よく整理し、かつそれらと法律学との関係を明確にした論文である。これらの経済理論は、最先端の分野であると同時に理論の流れがやや混沌としていることもあり、経済学者であっても、十分に理解することが容易ではない。したがって、この論文は、経済学者にとっても非常に有用なものとなるであろう。このようにクリアーにまとめられた、藤田氏の力量には敬服するばかりである。そのため経済学者である私が、改めてコメントする必要をほとんど感じないのであるが、ここでは、藤田氏の論文への補足として経済学の理論の流れを若干説明することによって、コメントとすることにしたい。

新古典派経済モデル

現代経済学の基本となる理論はいうまでもなく新古典派経済モデルである。経済学の入門的な説明をする際に、まず説明するのがこのモデルであるし、ほとんどの経済理論もベースとして考えられているのは、新古典派経済モデルである。このモデルにおいては、完全競争市場が成立すると仮定され自由な市場メカニズムによって、いわゆるパレート効率性が実現されることが証明される。したがって、この理論から直接導か

れる結論から、しばしば市場メカニズムの重視、自由放任主義といった主張が出てくることになる。

しかし、新古典派経済モデルは、きわめて整備された市場メカニズムを前提としている。そこではすべての財・サービスの性質や特性などが市場参加者に完全に理解されており、製品の品質やデザインごとにきめ細かく価格設定がなされ、市場価格の調整も需給が一致するように速やかに行われることが前提とされている。また、それゆえに詐欺的行為や契約関係に関する紛争もなく（あるいはあったとしても速やかに社会的コストがいっさいなく）取引はスムーズに行われることが前提とされてきた。

市場取引の限界——市場の失敗——

しかし、このような経済が現実存在していると経済学者が考えていたわけではなく、これはひとつの理想的システムにすぎない。そのため、新古典派経済モデルが一通りの完成をみた後では、この理論から乖離している状況が議論の中心となってきた。市場メカニズムが十分に機能せず、市場取引がパレート効率性を実現しない状況は一般に「市場の失敗」と呼ばれ、どのテキストにおいても、かなりの分量をさいて説明がされている。市場の失敗が生じる原因としては、情報の非対称性や寡占企業の存在、契約の不完備性などが挙げられるが、その後の経済学の主な検討課題は、これらの問題をどのように克服するか、これらの問題が存在する状況の下で、どのような工夫をすればより望ましい経済状況を実現できるかであった。そして、そのためにより現実的な様々な経済モデルが構築されていくことになる。

契約理論・組織の経済学

藤田氏が議論されている、契約理論や組織の経済学も基本的には、このような流れの中に位置付けられるものである。経済活動を取引や契約レベルで捉える契約理論は、個々の取引において障害となる情報の非対

称性等の諸問題と、それへの対応策としての契約のあり方に焦点をあてる。それは、現実の経済活動は市場メカニズムと一言で片付けるにはあまりにも多くの障害（市場の失敗）が存在し、現実の契約上の様々な工夫や制度等がそれらを改善しているという認識があるからである。組織の経済学も、同様であり、基本的には組織を、広い意味での市場の失敗を軽減するためのメカニズムとして捉える。もちろん、組織を使えば直ちに効率的な取引が行なわれると考えるわけではなく、あくまで次善のメカニズムとして組織のあり方を考えるのが通常である。また、その際には当然市場メカニズムの方も（そもそもの市場の失敗ゆえに）完全には機能していない。その意味で、藤田氏が指摘されているように、単純な市場と組織の二分論ではなく、市場を改善するメカニズムの延長線上として組織を捉える考え方が、最近は多くなってきている。

ここで少し注意して欲しいのは、それでも新古典派経済モデルが使われなくなったわけでは決してなく、新古典派経済モデルで分析されている経済学の文献も数多い、という点である。ただし、それは市場メカニズムの完全性を多くの経済学者が信じているからというわけでは必ずしもない。経済学は経済モデルをプラグマティックに使う傾向があり、分析対象に合わせてモデルを選択する。したがって、新古典派経済モデルを用いているからといって、それは市場取引や市場メカニズムに対する信念や評価とは必ずしも直結しない。たとえば、経済全体の長期に渡る変化を記述しようとするときに、個々の取引の細かい問題をモデル化していたのでは、モデルが複雑になりすぎてしまう。そのため、市場の失敗の存在を認めつつも、分析の焦点を競争メカニズムにあてたいがために、新古典派経済モデルが用いられるというケースも多いのである。

法律の関わり方

このように、現在の経済学は市場メカニズムの限界を積極的に認め、それを様々なメカニズムが補完しているものとして、分析を進めてきた。しかし、その際にも通常は法律や裁判所などは分析の対象外として扱わ

れることが多かった。そのため、経済分析の結果を法律学に用いる際には、少し注意を要する。この点は、藤田氏の論文で繰り返し主張されているが、ここでもやや視点を変えて、整理しておくことにしよう。

まず、経済学の結果を用いる際には、モデルが採用している法律環境をよく検討する必要がある。先にも少し述べたように、多くの経済モデルでは法律が直接の分析対象ではないために、極めて極端な仮定が置かれている場合が少なくない。たとえば、完備契約理論では、契約はコストがかからずに100%エンフォースされると仮定されている。しかもこの仮定は、(当然のこととして)明示されずに論文上で使われている場合も多い。しかし、法律問題を考える際には、このような仮定をそのまま使うことは不適切な場合もある。よって、おかれている仮定をよくチェックし、場合によってはそれを適切な形に修正して経済モデルを使う必要がある。

第二に、特に立法問題を、経済理論を用いて考える際には、その立法によって関係者の行動や決定がどう変化するかも考慮する必要がある。通常、新しい法律が出来ると、例えばその法律に抵触する行動を控えるようになるなど、その立法に対応して人々の行動や決定は変化する。そのため、立法の影響を厳密に考えるためには、そのような行動の変化が与える影響も考慮する必要がある。しかし、(その立法がされていない状況を仮定した)経済モデルの結果をそのまま使って分析をしてしまうと、そのような行動の変化を考慮することができない。したがって、経済モデルの結果を用いる場合には、対応行動の影響を十分に考慮するか、あるいは対応行動も取り入れた経済モデル分析を行なう必要がある。

第三に、これは藤田氏が重ねて強調されていることでもあるが、法的介入の効果や必要性は、他の様々なメカニズムとの相互関係の下で評価する必要がある。たとえば極端なことを言えば、市場の失敗の存在から直ちに法的介入の必要性が認められるわけではない。それは契約上の工夫などで、市場の失敗が回避される可能性があるからである。同様のことは、藤田氏も述べているように、契約の不完備性にもいえて、契約の

不完備性の存在だけでは、法的介入の根拠とはならない。経済学では契約の不完備性の問題を回避するために、様々な工夫やメカニズムが検討されているからである。よって法的介入の意義を考える際には、それらのメカニズムと現在考慮している法的介入が代替関係にあるのか補完関係になるのか等、相互関係を良く検討したうえで、必要性や意義を考えていく姿勢が重要となる。

道具としての経済学

以上、経済理論を法律問題の議論に取り入れる際の注意点をいくつか述べてきたが、基本的には、新しい経済理論の展開が、法律問題の検討に用いられ法的ルール設定の議論に生かされていくことは、非常に重要なことと考える。

法律問題に経済学の議論を持ちこむ際に、よく問題となるのは、両者の価値判断基準の差であろう。確かに、そのような面がまったくないわけではない。が、私は本来、経済学あるいは経済モデルは、そのような価値判断とは独立して用いることのできる「道具」だと考えている。価値判断基準や行動仮説を設定すれば、「道具」はそれに応じて結果の予想や判断を行なう。例えば、公正を価値判断基準として、当事者の限定合理性を仮定した経済モデルや経済分析というのも存在し得るのである。よって、経済学や経済理論を法律問題の検討に生かして行く余地は今後ますます拡大していくであろう。その意味でも、藤田氏の論文は、非常に意義深い論文となるだろう。

[附記]

本稿は、2001年8月6日、北大法学研究科附属高等法政教育研究センターの法動態部門のプロジェクト・セミナーとして行われた藤田友敬助教授（東京大学法学研究科）の講演と、それに対する柳川範之助教授（東京大学経済学研究科）のコメントを活字化したものである。当日、ご講演の労を賜ったお二人の先生と、そして、札幌のみならず全国から集まっ

契約・組織の経済学と法律学

ていただいた参加者の方々に、企画者として感謝申し上げる（高等法政教育研究センター法動態部門責任者：田村善之）。